

自転車損害賠償保険等の加入が義務化に

10月1日
から

長野県では、「安全・安心な県民生活の確保」と「自転車の利用促進」を基本理念とする『長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例』を制定しました。令和元年10月1日より、自転車事故の際に被害者の身体や生命に生じた損害への補償を確実にし、また、多額の賠償請求による加害者側の経済的な破綻を回避する自転車損害賠償保険等の加入が義務化となります。

ご自身の保険等への加入状況をご確認いただき、未加入のときは、自転車損害賠償保険等への加入をお願いします。



自転車に乗る際、安全に運転することが何よりも大切ですが、万が一の自転車事故の備えも考えましょう。

○自転車損害賠償保険等の加入義務化や加入のご相談等に関する情報は長野県公式ウェブサイトをご覧ください。長野県暮らし安全・消費生活課交通安全対策係 ☎026-235-7174 へお問合せください。

長野県公式ウェブサイト

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/201903jyourei01.html>

長野県 自転車条例

検索

回覧 **ながのけん**

ながのけん 暮らし 得 情報 秋号 marutoku

主な内容

- 「おためし価格」「初回500円」のはずが、定期購入に!?—インターネット通販トラブルに注意!
- 消費生活に関する講座を実施します!
- 自転車損害賠償保険等の加入が義務化に

おためし価格

初回500円

のはずが、

定期購入に!?

インターネット通販トラブルに注意!

通常よりも安く購入できる、との広告を見て健康食品や化粧品を購入したが、数か月継続して契約をする、高額な「定期購入」が条件だった……。

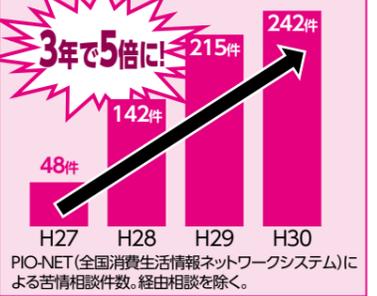


こんな相談が増えています。県内の消費生活相談窓口では、相談件数が急増し、3年で約5倍に!今年度もさらに多いペースで相談が寄せられています。

長野県内の相談事例

「おためし価格500円」と書かれていたサプリメント(健康食品)の広告を見て注文し、500円を支払って飲んだ。しかし、その後頼んだ覚えがないのに同じ商品が届き、約4000円を支払うよう請求された。確認すると、定期購入の契約になっていたことが分かった。そんな覚えはないが、事業者には「注文する際、定期購入であると記載している」と言われた。(50代 女性)

県内の消費生活相談窓口寄せられた「定期購入」に関する相談件数



長野県消費者被害防止啓発キャラクター **もしかっち**

アドバイス

- 「定期購入」になっていないか、契約条件を購入前によく確認しましょう。特に返品、解約の条件について、必ず確認!
- 通信販売の場合、クーリング・オフ制度がなく、表示されていた条件に従うことになるため、注意!
- 広告や購入時の画面、事業者に連絡した記録などを残しておきましょう。

⇒その他、注意したいインターネット取引は中面をご覧ください

定期購入などの消費者トラブルは消費生活センターにご相談ください!

北信消費生活センター

長野市大字中御所字岡田98-1
県長野保健福祉事務所庁舎1階※
※12月から長野県庁西庁舎へ移転します

☎026-223-6777
FAX:026-223-6771

中信消費生活センター

松本市大字島立1020
県松本合同庁舎4階

☎0263-40-3660
FAX:0263-40-3701

南信消費生活センター

飯田市追手町2-641-47
飯田市美術博物館隣

☎0265-24-8058
FAX:0265-21-1703

東信消費生活センター

上田市材木町1-2-6
県上田合同庁舎6階

☎0268-27-8517
FAX:0268-25-0998

12月に長野県北信消費生活センターが移転します

長野県北信消費生活センターは令和元年12月に長野県庁西庁舎1階へ移転します。
(長野市大字南長野字幅下692-2)

編集・発行 長野県県民文化部 暮らし安全・消費生活課
(令和元年9月発行) 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～
しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



はインターネットでもご覧いただけます。
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>



しあわせ信州

消費者ホットライン **188** (局番なし) でもご相談いただけます。

188を押す

音声案内に従い、郵便番号やお住まいの地域の番号を押す

お住まいの市町村消費生活相談窓口へ

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

県の窓口へつながる場合もあります。

インターネットを使った取引に注意!～こんな相談が寄せられています～

フリマサービス

インターネット上で個人同士が商品などを売り買いする「フリーマーケットサービス」に関するトラブル



長野県内の相談事例
フリマアプリ*を介して個人からブランド品を2万円で購入した。商品が届き、すぐに出品者の取引対応を「評価」したが、よく見ると偽物だった。返品しようにも送り先がわからない。フリマアプリ運営事業者は「当事者で話し合うように」というだけで対応してくれない。 70代 女性
※「フリーマーケットサービス」を利用できるスマートフォンアプリ

アドバイス

- フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブルは当事者間で解決することが原則です。よく理解して利用しましょう。
- 疑問点は購入前に出品者に確認しましょう。
- 購入前に利用規約等を確認し、商品到着前に評価を行うなど禁止されている行為は行わないようにしましょう。
- 出品する場合にも「追跡可能な発送方法をとる」など、互いにトラブルの未然防止を心がけましょう。

チケット転売

コンサートやスポーツの興行チケットのインターネット上での転売に関するトラブル



長野県内の相談事例
国際的なスポーツ大会のチケットを購入した。ネット検索した時に一番上に表示されていたサイトを公式サイトだと思い込んで利用したが、転売仲介サイトだった。転売チケットでは会場に入れないと記載されており、キャンセルしたい。 40代 男性

アドバイス

- チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。
 - 転売チケットを購入する際は興行チケット等の規約で転売が禁止されていないかを確認しましょう。
 - △「チケット不正転売禁止法※」が施行されています。不正転売は絶対にやめましょう!
- ※特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律 (令和元年6月14日施行)

詐欺・模倣サイト

通販サイトを装い、金銭を騙し取る手口や、なりすましサイトなどに関するトラブル



長野県内の相談事例
インターネットで見つけたサイトで財布を購入するため、約2万円を振り込んだ。しかし、入金して1週間経っても商品が届かず、心配になり電話をしたところ「現在使われていない」とのメッセージが流れた。考えてみると振込先も個人名義で不自然だった。 20代 女性

アドバイス

- 以下のような不自然な点がないか、チェックしましょう。
- ・日本語の字体・文章表現がおかしい
- ・販売価格が不自然なほど割引されている
- ・事業者の住所・電話番号表記がない、でたらめだ
- ・支払い方法が口座振込みのみ
- ・問い合わせ方法がメールフォームやフリーメールのみ

インターネットを介した取引は、相手が見えず、契約後・支払い後のトラブル解決が難しいのが特徴。必ず購入する前に検討してから利用しましょう!

特殊詐欺に注意!

2019年特殊詐欺被害認知状況

	件数	被害額
特殊詐欺全体	77件	1億6864万円
前年同時期比	-19件	-8937万円
オレオレ詐欺	32件	4981万円
架空請求詐欺	29件	7721万円

- ◎特殊詐欺被害件数、被害額ともに昨年より減少
- ◎しかし前兆事案(架空請求ハガキなど)が増加
- ◎首都圏に呼び出される「上京型」の特殊詐欺に注意!
オレオレ詐欺には「留守番電話設定」、
架空請求詐欺にはとにかく「無視」が有効!!

架空請求ハガキの一例

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

消費料金が未納

財産を差し押さえる

民事訴訟管理センター
民事総合調停センター
消費者生活センター など

消費生活に関する講座を実施します!

一般の方向け

「消費者」として、知っておきたい情報を学んでみませんか?
長野県では基礎的かつ最新の消費生活に関する情報等を、講義とグループワークを通して幅広く習得する、「消費者大学」を開講します。
伊那、佐久の2会場で9月16日からスタート!

消費生活サポーター向け

「消費者大学」を受講し、「長野県消費生活サポーター」として登録している方などを対象に、さらなるレベルアップを目指すための「消費者教育中核的人材育成研修」を実施します。
長野(10月2日から)、松本(10月9日から)の2会場で隔週水曜日に実施します!

詳しい日程や応募方法などは長野県消費生活情報サイト
<https://www.nagano-shohi.net/> をご覧いただくか
くらし安全・消費生活課 (☎026-223-6770) へお問合せください。